

令和7年度版

# 船員保険通信

船員保険の事業についてご案内するものです。

船員の健康づくり宣言	P.1
生活習慣病予防健診・船員保険健康アプリ	P.2
船員手帳健康証明書・特定保健指導	P.3
船員保険の保養事業・電話健康相談	P.4
船員保険の給付金	P.5～6
これからの医療のかかり方（マイナ保険証等）	P.7
退職後の医療保険	P.8
令和6年度の決算について	P.9
令和6年度の船員保険の事業について	P.10
オンライン禁煙プログラム	P.11



船員保険イメージキャラクター  
かもめっせ



全国健康保険協会  
船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14階

TEL:03-6862-3060 (8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く)

# 船員の健康づくり宣言

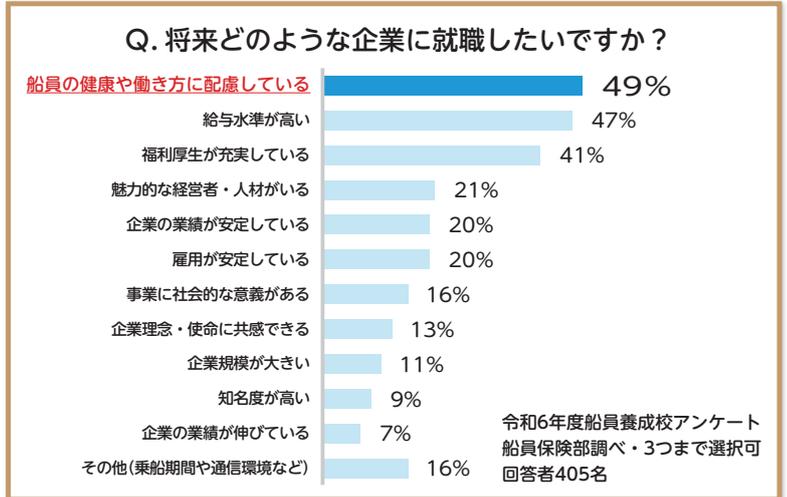


## 船員の健康づくり宣言で 会社を元気にしませんか？

船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」として、船員の健康づくりに取り組みたい船舶所有者の皆さまのサポートを行っています。令和7年6月末現在、339社の船舶所有者さまにエントリーいただき、健康づくりへの注目度は年々高まっています。

令和6年9月～12月にかけて、船員養成校の学生405名にどのような企業に就職したいかというアンケートを実施しました。その結果、**学生の2人に1人が船員の健康や働き方に配慮している企業**に就職を希望していることがわかりました。

「船員の健康づくり、何から始めていいかわからない」そんな船舶所有者さまにおすすめです。



エントリーはこちら↓



船員の健康づくり宣言  
ご紹介動画はこちら↓



船員保険部ホームページ



## 2つのコースから選べます

貴社との面談を通して洗い出した健康課題を  
クリアしながら健康経営※優良法人も目指せる

### アクティブコース

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

船員保険部からの情報提供を活用して  
できることからチャレンジする

### シンプルコース

## 会社ごとにぴったりのメニューをご提供します

※オレンジ枠はアクティブコース限定メニュー

### 健康づくり専門職との面談

保健師・管理栄養士が保有する健康度カルテ\*をもとに健康課題と改善策を提案いたします

\*船員保険部が保有する健診結果データ等を集計し、船舶所有者ごとに健康課題等を見える化したもの



### 産業医健康面談

健康に不安を感じている船員本人はもちろん、健康づくりの担当者もオンラインで面談できます



### 出前健康講座

健康課題や、ご希望のテーマに合わせた講座を開催します



### オンライン栄養・食事指導

健康づくりの担当者・司厨長・船員を対象としたオンライン面談です  
管理栄養士と相談しながら、食事に関する改善サポートをいたします



### 船員デンタルケアキット

お口の中の状態を自分で確認できるセルフケアキットをご提供します



### 健康づくり好事例集や健康情報誌等のご提供

健康づくりの取組の好事例や、季節の健康情報などを掲載した冊子等をお送りします



### オンライン禁煙プログラム

完全オンラインで卒煙カウンセラーの禁煙サポートが受けられます  
お仕事や都合に合わせて、3か月または6か月のコースを選べます



### 電話健康相談

24時間365日専門スタッフによる健康に関するアドバイスを受けられます



# 生活習慣病予防健診

## 生活習慣病予防健診で自分の健康をチェック!

船員保険に加入している被保険者・被扶養者さまは、負担0円で充実した検査項目が受けられる生活習慣病予防健診がおすすめです!

### ポイント1 充実の検査項目

船員手帳健診の検査項目に加えて、胃がん・大腸がんの検査も受けられます!

### ポイント2 費用が無料!

船員保険部から健診費用の補助があるため、年度内に1度限り無料\*で健診を受けられます。

※総合健診の場合は負担上限額が4,936円です。

<対象年齢>

被保険者→35~74歳の方 被扶養者\*→40~74歳の方

※被扶養者の方は、生活習慣病予防健診または特定健診のいずれかを受診できます。

#### <申込み方法>

##### ①受診券を用意

毎年3月下旬に翌年度の受診券をお送りしています。  
お手元がない場合は、右記船員保険会のホームページから再発行手続きが可能です。

##### ②健診機関へ申込み

受診券に同封しているパンフレットで健診機関をご確認のうえ、ご希望の健診機関へお申し込みください。

##### ③受診する

受診券等をお持ちのうえ、受診してください。  
※当日の持ち物はパンフレットをご確認ください。



詳細はこちら↓



船員保険会ホームページ

#### <お問い合わせ>

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 一般財団法人船員保険会  
TEL:03-3407-6063 (9:00~17:00 ※土日祝日を除く)

# 船員保険健康アプリ

もう登録しましたか?  
船員保険健康アプリ



あなたの健康づくりをサポート!



App Store  
からダウンロード  
iOS 13 以降



Google Play  
で手に入れよう  
Android OS 9 以降

- ✓ 健診結果\*に合わせた個別アドバイス
- ✓ 最大5年分の健診結果\*
- ✓ 体重・血圧・歩数の記録
- ✓ 医師や著名人からの多彩な健康情報をお届け
- ✓ チャットボットによる健康相談
- ✓ 船員保険の最新情報をお届け

※全国健康保険協会船員保険部が保有する健診結果に限ります。

# 船員手帳健康証明書

40歳以上の船員の皆さま! **船員手帳健康証明書** をご提供ください\*

船員の皆さまの健康づくりをサポートするため、船員手帳健康証明書のご提供をお願いしています。

<対象> 40~74歳で生活習慣病予防健診 (P.2) を受けていない方

<提供箇所> 令和7年度の健診の結果等が記載された、船員手帳の第十四表、第十五表および第十六表の写し

第十四表

健康証明書 Medical Certificate			
This certificate is valid only for the purpose of registration for STCA (Seafarers' Safety Certificate) as issued.			
氏名 Name	船員番号 Crew No.	性別 Sex	年齢 Age
船名 Ship Name	船種 Ship Type	所属会社 Member Company	所属船種 Member Ship Type
自署住所 Self-Address	船主住所 Shipowner's Address	船主氏名 Shipowner's Name	船主住所 Shipowner's Address
健康状態 Health Status	健康診断結果 Health Examination Result	健康診断日 Health Examination Date	健康診断機関 Health Examination Institution
健康診断結果 Health Examination Result	健康診断日 Health Examination Date	健康診断機関 Health Examination Institution	健康診断結果 Health Examination Result

第十五表

第十五表 (撮影年月日が2025年4月1日以降のもの)			
検査項目	検査結果	検査機関	検査日
胸部X線検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部超音波検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部CT検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部MRI検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部PET検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部PET/CT検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部PET/MRI検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部PET/CT/MRI検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部PET/MRI/CT検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇
胸部PET/CT/MRI検査	正常	〇〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇

第十六表

第十六表	
検査項目	検査結果
胸部X線検査	正常
胸部超音波検査	正常
胸部CT検査	正常
胸部MRI検査	正常
胸部PET検査	正常
胸部PET/CT検査	正常
胸部PET/MRI検査	正常
胸部PET/CT/MRI検査	正常
胸部PET/MRI/CT検査	正常
胸部PET/CT/MRI検査	正常



<ご提供いただくと>

- ①保健師などの専門職による生活習慣改善のための特定保健指導が利用できます
- ②被保険者さまの健診結果に応じたオーダーメイドの健康情報の提供が受けられます
- ③健康情報満載の「船員保険健康アプリ」が利用できます

<お問い合わせ>

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階  
 全国健康保険協会船員保険部 船員保険管理グループ  
 TEL: 03-6862-3060 (8:30~17:15 ※土日祝日を除く)

# 特定保健指導

\* 健診を受けた後は、**特定保健指導** で自分の健康を見直そう!

<特定保健指導とは>

40歳~74歳の被保険者・被扶養者の方のうち、健診結果や生活習慣の問診等から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対しておこなうサポートです。

<対象>

腹囲: 男性85cm以上 女性90cm以上 またはBMI 25以上

さらに**血圧・血糖・脂質**のリスクが1つでもあれば特定保健指導対象者に該当します。

## STEP1

### 目標と行動計画の設定

#### ■初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせた生活習慣の改善に向けた取組について、具体的な行動計画を専門家と一緒に考えましょう。初回面談は、健診当日やオンラインでも実施可能です。

## STEP2

### 3か月チャレンジ

#### ■行動計画の実践

STEP1で考えた運動や食事、飲酒等の生活習慣を改善する取組を実践しましょう。3か月のチャレンジ中、保健師または管理栄養士が応援します。

## STEP3

### ゴール!

#### ■目標達成度のチェック

腹囲や体重の減少など、目標を達成できたか確認します。チャレンジ終了後の取組のアドバイスを専門家から受けられます。

<予約方法>

健診機関で受ける場合→健診機関に直接電話して予約してください。

委託事業者で受ける場合→船員保険情報センターに申込書を郵送するかインターネットからお申込みください。

<お問い合わせ>

〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目11-4  
 船員保険情報センター  
 TEL: 03-6722-0448 (9:00~17:00 ※土日祝日を除く)

船員保険情報センター ホームページ



# 船員保険の保養事業

## 船員保険の保養事業のご案内

ゆっくりひとやすみしませんか？

船員保険の加入者さまは、旅行代理店の契約宿泊施設や全国11か所の船員保険保養所等でのご宿泊時に、おひとりさま一泊最大3,000円の補助が受けられます。  
心身のリフレッシュ、家族団らんの場などにぜひご利用ください。



### 旅行代理店の契約宿泊施設を利用する場合

(近畿日本ツーリスト、JTB、HIS、日本旅行からお申し込みください)

<対象>  
船員保険の加入者

<補助額>  
1泊当たり3,000円

<利用上限>  
お一人につき年間\*4泊まで  
\*4月から翌3月まで

#### ①予約

旅行代理店の窓口またはお電話により宿泊施設を予約する。

※船員保険に加入している旨をお伝えください。

#### ②申請

船員保険ホームページの利用申込フォームより申請する。

※郵送での申請も可能です。  
※旅行日の10日前までにお申し込みが必要です。

#### ③受取

船員保険部から承認を受けた利用申込書が届く。

#### ④支払い

利用申込書を旅行代理店へ提示する。

精算時のお会計から1泊あたり3,000円OFF!

### 船員保険保養所等を利用する場合



鳴子やすらぎ荘



箱根嶺南荘



やいづマリンパレス

<対象>  
船員保険の加入者

<補助額>  
1泊当たり3,000円

<利用上限>  
何度でも何日でも

詳しくはこちら↓



船員保険部ホームページ

日帰り入浴をご利用いただける施設もございます。  
保養所等の窓口で、資格情報のお知らせ等をご提示ください。  
社員旅行の場合でも、補助を受けたい方全員分の資格情報のお知らせ等をご提示いただくと同様の補助が受けられます。\*団体での宿泊ご予約方法は別途、保養所等にお問い合わせください。

## 電話健康相談

**電話健康相談** をご利用ください

24時間365日、看護師等が体調やメンタルヘルスに関するご相談に応じます。  
電話またはチャットボットから、被保険者さまと被扶養者さまがご利用いただけます。

チャットボットによる  
ご相談はこちら

**0120-018-620**

通話料・相談料無料  
委託先：ティーペック株式会社



# 船員保険の給付金

## ● 職務外で病気やけがをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
療養費 (立替払)	医療機関等の窓口で 資格確認ができず、 医療費を全額自己負担 したとき	かかった費用の7割 ※小学校入学前の方、70歳以上で所得区分が一般の方・低所得の方は8割
療養費 (治療用装具)	治療用装具を作成 したとき	
傷病手当金	病気やけがの 療養のため仕事を休み、 給与が受けられないとき	1日当たりの支給額 = (支給開始日以前の連続した12か月間の標準報酬月額を平均した額) ÷ 30日 × (2/3)
出産手当金	出産のため仕事を休み、 給与が受けられないとき	
出産育児一時金	出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠85日以後の出産 1児につき500,000円</li> <li>●妊娠22週未満または産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合 1児につき488,000円</li> </ul>
葬祭料		被保険者・被扶養者ともに50,000円
葬祭料付加金	亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者 被保険者が死亡したときの標準報酬月額の2か月分から50,000円を差し引いた額 ※亡くなられた被保険者により生計を維持されていた方がいない場合には、実際に葬祭をされた方に対して標準報酬月額2か月分の範囲内で葬祭に要した費用に相当する額から50,000円を差し引いた額</li> <li>●被扶養者 被扶養者が死亡したときの被保険者の標準報酬月額の1.4か月分から50,000円を差し引いた額</li> </ul>
下船後の療養補償	乗船中にはじめて病気やけがをしたとき	<p>下船日から3か月目の末日までは、保険診療分の自己負担なし ただし、以下の場合は療養補償の対象外です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①仕事の原因で発生した病気やケガ</li> <li>②乗船前から医療機関で治療を行っている病気やケガ</li> <li>③虫歯や歯周病(1年以上操業・航海している船舶(遠洋マグロ漁船等)に乗る長期乗船者は除く)</li> </ol> <p>給付の対象と認められなかった場合は、本来の自己負担相当額を返納していただくこととなりますのでご了承ください。</p>

給付の種類	こんなとき	給付額																																									
高額療養費	<p><b>医療費の支払いが高額になったとき</b></p> <p>詳しくはこちら↓ (船員保険部ホームページ)</p> 	<p>自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。</p> <p><b>&lt; 70歳未満の同一月内の自己負担限度額 &gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額計算式</th> <th>多数該当<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア(標準報酬月額 83万円以上)</td> <td>252,600円+(総医療費<sup>※1</sup>-842,000円)×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>イ(標準報酬月額 53万~79万円)</td> <td>167,400円+(総医療費-558,000円)×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ(標準報酬月額 28万~50万円)</td> <td>80,100円+(総医療費-267,000円)×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>エ(標準報酬月額 26万円以下)</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>オ(低所得者<sup>※3</sup>(被保険者が市区町村民税の非課税者))</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。          ※2 診療を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。          ※3 標準報酬月額が53万以上の場合は、市区町村民税が非課税であっても、自己負担限度額は標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」になります。</p> <p><b>&lt; 70歳以上の同一月内の自己負担限度額 &gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額計算式</th> </tr> <tr> <th>個人単位(外来のみ)</th> <th>世帯単位(外来+入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上)</td> <td colspan="2">252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額 53万~79万円)</td> <td colspan="2">167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額 28万~50万円)</td> <td colspan="2">80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>一般 (現役並み所得者・低所得者以外)</td> <td>18,000円 (年間上限 144,000円)</td> <td>57,600円 【多数該当 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ (被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合)</td> <td></td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ (被保険者と扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合)</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※標準報酬月額 28万以上の場合は、市区町村民税が非課税であっても現役並み所得者となります。</p>	所得区分	自己負担限度額計算式	多数該当 <sup>※2</sup>	ア(標準報酬月額 83万円以上)	252,600円+(総医療費 <sup>※1</sup> -842,000円)×1%	140,100円	イ(標準報酬月額 53万~79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	ウ(標準報酬月額 28万~50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	エ(標準報酬月額 26万円以下)	57,600円	44,400円	オ(低所得者 <sup>※3</sup> (被保険者が市区町村民税の非課税者))	35,400円	24,600円	所得区分	自己負担限度額計算式		個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)	現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】		現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額 53万~79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】		現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額 28万~50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】		一般 (現役並み所得者・低所得者以外)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数該当 44,400円】	低所得者Ⅱ (被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合)		24,600円	低所得者Ⅰ (被保険者と扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合)	8,000円	15,000円
所得区分	自己負担限度額計算式	多数該当 <sup>※2</sup>																																									
ア(標準報酬月額 83万円以上)	252,600円+(総医療費 <sup>※1</sup> -842,000円)×1%	140,100円																																									
イ(標準報酬月額 53万~79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円																																									
ウ(標準報酬月額 28万~50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円																																									
エ(標準報酬月額 26万円以下)	57,600円	44,400円																																									
オ(低所得者 <sup>※3</sup> (被保険者が市区町村民税の非課税者))	35,400円	24,600円																																									
所得区分	自己負担限度額計算式																																										
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)																																									
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】																																										
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額 53万~79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】																																										
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額 28万~50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】																																										
一般 (現役並み所得者・低所得者以外)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数該当 44,400円】																																									
低所得者Ⅱ (被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合)		24,600円																																									
低所得者Ⅰ (被保険者と扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合)	8,000円	15,000円																																									

**マイナ保険証(または資格確認書、従来の保険証<sup>※</sup>)を医療機関の窓口で提示して、医療機関への情報提供に同意すると、精算時に窓口負担額が自己負担限度額までに軽減されます。**

※従来の保険証は、令和7年12月2日以降使用できません。

● 職務上で病気やけがをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
休業手当金	<p><b>職務上の事由による病気やけがの療養のために仕事を休み、給与が受けられないとき</b></p>	<p>①休業1日目から3日目(労災保険給付の待期間) …標準報酬日額の全額</p> <p>②休業4日目から4か月以内 …標準報酬日額の4割から労災保険法の休業特別支給金の額を引いた額</p> <p>③療養開始1年6か月経過後で、船員保険の標準報酬日額が労災保険法で定める額を上回る場合(労災保険法の給付基礎日額が最高限度額を超える場合に限り) …標準報酬日額から労災保険法に定める額を引いた額の6割</p>
休業特別支給金	<p><b>労災保険から休業(補償)給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るとき</b></p>	<p>休業期間によって支給額が変動します。</p> <p>詳しくはこちら→ (船員保険部ホームページ)</p> 
行方不明手当金	<p><b>乗船中、職務上の事由により行方不明になり1か月以上経過したとき</b></p>	<p>1日につき、標準報酬日額相当額 (行方不明になった日の翌日から3か月を限度)</p>
その他年金等	<p>●職務上の事由による傷病で障害が残ったとき 障害年金、障害手当金、障害差額一時金 など</p> <p>●職務上の事由で死亡し、遺族がいるとき 遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金 など</p>	<p>詳しくはこちら→ (船員保険部ホームページ)</p> 

# これからの医療のかかり方



令和6年12月2日に、保険証は新たに発行されなくなり、  
マイナ保険証を基本とする仕組みに移りました。  
また、令和7年12月2日以降、従来の保険証は使えません。



これからは以下の方法で医療機関等を受診できます。

## 方法1 マイナ保険証



便利なマイナ保険証への切り替えをぜひご検討ください！

- 初めてかかる医療機関等でも、健診や過去の処方薬の情報を医師等へ共有でき、自分の医療情報に基づいたよりよい医療が受けられます。  
※医療機関等への情報提供に同意した場合のみ
- 医療機関等での窓口負担が高額になった場合でも、自己負担を高額療養費制度の限度額までに抑えることができます。
- 転職や陸上勤務・海上勤務の配置転換があった場合でも、保険証としてずっと使えます。  
※転職や配置転換の際には、船舶所有者の求めに応じてマイナンバーを提出してください。

### 停電、ICチップ破損等でマイナ保険証が使えない場合

「資格情報のお知らせ(※)」とマイナンバーカードを提示することで医療機関等を受診できます。

※「資格情報のお知らせ」はマイナポータルの「わたしの情報」でも代用可能です。

マイナ保険証  
利用登録はこちら



マイナポータル

## 方法2 資格確認書



マイナ保険証を持っていない方は、資格確認書を提示することで保険診療が受けられます。

### <資格確認書発行方法>

方法(1) 資格確認書交付申請書を船員保険部へ提出する

※申請書の受付から1週間程度で、申請書に記載の住所にお届けします。

方法(2) 資格取得時の資格取得届の「資格確認書発行要否欄」に  して提出する。

方法(3) 上記(1)または(2)による申請がなく、マイナ保険証をお持ちでないことが船員保険部で確認でき次第、資格確認書を発行します。

ただし、発行まで最長1か月半程度要することから、すみやかな発行を希望される場合は、できる限り(1)または(2)の方法で申請をお願いいたします。

資格確認書  
交付申請書はこちら



### <マイナ保険証・資格確認書に関するお問い合わせ>

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369

設置期間：令和8年2月27日まで(予定) 8:30~17:15 ※土日祝日を除く

船員保険部ホームページ

# 退職後の医療保険

退職により船員保険の資格を喪失した場合、新たな医療保険の選択肢として以下の3種類があります。

## ①国民健康保険

お住まいの市区町村役場にお問い合わせください

## ②船員保険の疾病任意継続

## ③ご家族の被扶養者

ご家族のお勤め先にお問い合わせください

手続き先	全国健康保険協会 船員保険部
加入条件	①退職日までに、 <b>継続して2カ月以上</b> の被保険者期間があること。 ②退職日の翌日(資格喪失日)から <b>20日以内</b> に資格取得申出書が船員保険部に届くよう申請すること。
保険料	全額個人負担となり、退職前の保険料月額約2倍が目安となります。 ※保険料月額には上限があります。 ※疾病任意継続の保険料のお支払いについて、納付書に記載された納付期限までに保険料を納付できなかった場合、資格が喪失します。ご注意ください。

### 【扶養認定の際の添付書類について】

- 満16歳以上の方を扶養に入れる場合…収入を確認できる書類(学生であっても必要です)
- 被保険者と別居している場合…仕送りが確認できる書類(学生の場合は不要です)
- 疾病任意継続に加入の際に初めて扶養に入れる方がいる場合…被保険者との続柄を確認できる書類(住民票または戸籍謄(抄)本)※

※在職時に被扶養者だった方が引き続き疾病任意継続に加入される場合は不要

手続きの詳細等はこちら



船員保険部ホームページ

**退職日がわかるもの(船舶所有者さまによる退職証明書など)を添付していただくと、早めに処理が完了します。 ※必須ではありません**

## 船舶所有者の皆さまへ

**従来の保険証や資格確認書が使用できるのは退職日までです**

退職後に従来の保険証や資格確認書を返却する際は、「被保険者資格喪失届」に添付して管轄の年金事務所へご提出ください。

※被扶養者がいる場合は、被扶養者分もご返却ください。

※70歳~74歳の方については、高齢受給者証もご返却ください。

※退職以外で従来の保険証や資格確認書が不要になった場合は、船員保険部へ直接ご返却ください。

※従来の保険証は、退職していなくても令和7年12月2日以降使用できません。



退職日の翌日以降に誤って従来の保険証や資格確認書を使用してしまうと、**医療費(総医療費の7割~8割)をお返しいただく**こととなりますのでご注意ください。

# 令和6年度の決算について

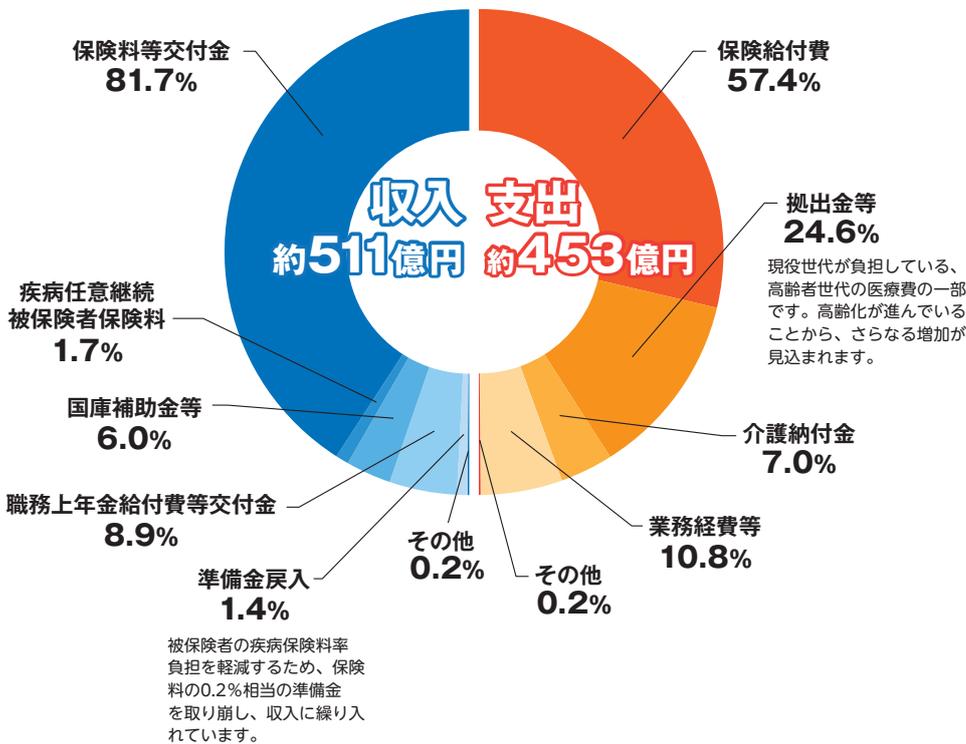
収入の面では、賃金（平均標準報酬月額※）が増加し、令和6年度の保険料収入が令和5年度に比べて増加したこと等により約511億円となりました。いっぽう、支出の面では、令和6年度の後期高齢者支援金が令和5年度に比べて増加したこと等により約453億円となりました。この結果、収支差（黒字）については、約58億円となりました。

船員保険の財政は安定していますが、今後、中長期的には後期高齢者支援金の増加等が見込まれ、協会は、慎重な財政運営を行いながら、医療費の抑制を図るための取組を推進していく必要があります。



※標準報酬月額とは、船員保険の被保険者が受ける賃金を一定の幅で区分したものです。

この標準報酬月額をもとに、保険料の額や保険給付の額が計算されます。



## 収入計 51,103 百万円

保険料等交付金	41,773 百万円
疾病任意継続被保険者保険料	882 百万円
国庫補助金・負担金	3,051 百万円
職務上年金給付費等交付金	4,566 百万円
準備金戻入	709 百万円
その他	123 百万円

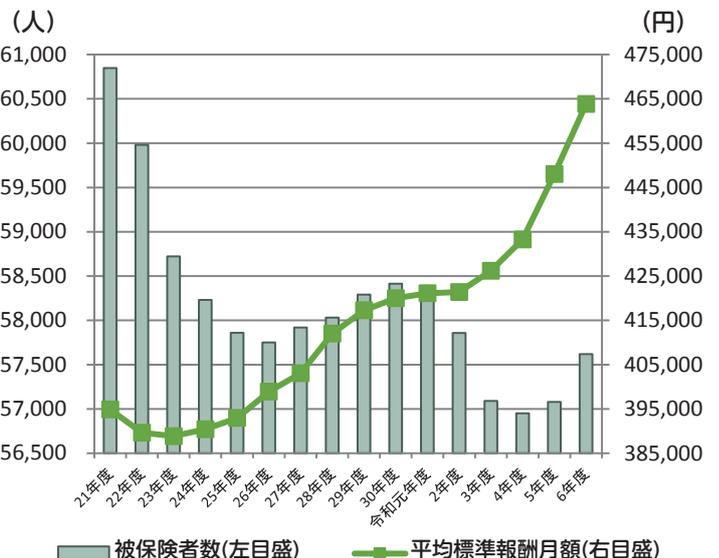
## 支出計 45,317 百万円

保険給付費	25,999 百万円
抛出金等	11,141 百万円
介護納付金	3,170 百万円
業務経費・一般管理費	4,903 百万円
その他	105 百万円

収支差 5,786 百万円

# 船員保険被保険者の状況

- 令和6年度末の被保険者数は57,620人でした。令和5年度末から540人の増加となりました。
- 令和6年度の被保険者一人あたりの平均標準報酬月額は463,821円でした。平成24年度から13年連続で増加しました。



# 令和6年度の船員保険の事業について

## 正確かつ迅速な業務の実施

各種給付金（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、葬祭料（費））の申請書受付から振り込みまでの期間を10営業日以内を目標とし、正確かつ迅速な給付に努めています。

## 福祉事業の効果的な実施

船員の健康と安全を守る上で重要な無線医療助言事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。また、無線医療助言事業について理解を深めていただくため、医療機関向けと船員向けの事業紹介動画を作成しました。

## 特定健康診査等の推進

被保険者や被扶養者がより生活習慣病予防健診を受診しやすい環境を整備するため、新たに19の健診機関と契約しました。引き続き受診環境の拡充を図りつつ、加えて検査項目や費用補助対象者の拡大を進めていきます。

## 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

健康づくりに取り組む船舶所有者に対し、「船員の健康づくり宣言」として各社の健康課題に合わせた支援を行っています。2020（令和2）年から開始し、2024（令和6）年度末時点で、エントリー数は330社に増加しました。

エントリーしていただいた船舶所有者さまへの継続的な支援に加え、船舶所有者さまのニーズに応じた支援メニューの充実化を図ります。

## 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

船上での特殊な食事環境を背景にした生活習慣病リスクの軽減を図るため、季節感や栄養バランスを考慮した、船内でも取り入れやすい食事のレシピを作成し、ホームページで公開しています。

## 加入者の禁煙に対する支援

船員保険加入者の喫煙率は、他の医療保険者と比較して高い傾向があります。喫煙は様々な疾病の原因と関連性が高く、喫煙率の減少は船員保険の重要な課題の一つであることから、「喫煙対策」を重点事項として掲げ、スマートフォン等を活用したオンラインによる禁煙プログラムを実施しています。また、健診結果から喫煙習慣があると回答した方を対象に、禁煙を促す通知を送付しました。

## マイナ保険証の広報

令和6年12月2日より従来の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行することから、マイナ保険証制度全般やマイナ保険証の利便性・利活用、従来の保険証の新規発行終了後の取扱い、資格確認書の説明、保険証以外での医療機関等の受診方法及びQ&A等を掲載した「マイナ保険証のはなし」を船舶所有者さま及び被保険者さまへ送付する等して積極的に周知広報を行いました。加入者の皆さまに安心して医療を受けていただけるよう、令和7年度も引き続き周知広報を行います。

エントリー船舶所有者数の推移



船員保険部ホームページ

## 全国健康保険協会とSDGs

協会けんぽは加入者の皆さまが末長く安心して良質な医療を受けられるよう、持続可能性の観点で踏まえた安定的・効率的な運営を行うとともに、加入者の皆さまの健康増進に取り組んでいます。こうした取組を通して、SDGsに貢献していきます。



加入者・事業主の皆様への取組	社会的課題への取組	働きやすい職場づくりへの取組
 3 すべての人に健康と福祉を	 3 すべての人に健康と福祉を	 5 ジェンダー平等を促進しよう
 4 質の高い教育をみんなに	 8 働きがいも経済成長も	 8 働きがいも経済成長も
 8 働きがいも経済成長も	 10 人や国の不平等をなくそう	
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	 13 気候変動に具体的な対策を	
	 16 平和と公正をすべての人に	
	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	

1万人以上のサポート実績あり\*1

参加者の約6割が禁煙成功！\*2



全国健康保険協会  
船員保険

# 一生、タバコを吸いますか？

～禁煙、そのうちではなく今から始めよう～



税込 59,400 円のところ、

船員保険にご加入の方は**無料**\*3

¥0

## スマホで簡単・完全オンライン！\*4

### さっそく禁煙プログラムを始めよう

今年こそという方は**6ヶ月集中プログラム**

気軽に始めたい方は**3ヶ月短期プログラム**

① アプリをダウンロード

App StoreまたはGoogle Playストアで「**ascore** 卒煙」と検索、もしくは二次元コードからアプリをダウンロードしてください。



② ユーザー登録

6か月 今年こそ禁煙を！**6か月集中プログラム**をご希望の方はこちらのコードを入力

招待コード: **146001**

3か月 お仕事などの都合で、**短期の3か月プログラム**をご希望の方はこちらのコードを入力

招待コード: **988563**

③ アプリ内で面談予約

アプリで**初回面談**の予約をしていただきましたら、指導員から面談方法についてご連絡差し上げます。

\*1 2023年3月末までのascore卒煙の全参加者数 \*2 2020～2023年度の参加者のうち、最終面談まで完了された62%が禁煙に成功しています。(2024年3月31日時点) \*3 通信料は自己負担です。

\*4 スマートフォンアプリを利用できる方が参加条件となります。動作環境については、アプリダウンロード上の画面で要件をご確認ください。\*PC/タブレットはご利用できません。